

《 2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議 》

【許可表示のみ変更品目】

(2) 「ヘルシアスパークリング v」

「ヘルシアスパークリング バレンシアオレンジフレーバー a」

「ヘルシアスパークリング ピンクグレープフルーツフレーバー」

「ヘルシアスパークリング パッションフルーツフレーバー」

「ヘルシア緑茶 うまみ贅沢仕立て」

(花王株式会社)

○阿久澤部会長 それでは、次の品目に移ります。

次に、花王株式会社、「ヘルシアスパークリング v」「ヘルシアスパークリング バレンシアオレンジフレーバー a」「ヘルシアスパークリング ピンクグレープフルーツフレーバー」「ヘルシアスパークリング パッションフルーツフレーバー」「ヘルシア緑茶 うまみ贅沢仕立て」についてです。

これらは過去に許可を受け販売している製品の許可表示文言を前回の調査部会で審議したヘルシアシリーズの品目と同様に 1 月 19 日に答申しました「ヘルシア緑茶 a」と同じ文言にそろえたいという趣旨の申請です。

では、これにつきまして、消費者庁のほうから御説明をお願いしたいと思います。

○消費者庁食品表示企画課 それでは、お手元の資料 2-1 をごらんいただけますでしょうか。

今回、資料 2-1 のほうなのですが、「ヘルシアスパークリング v」と「ヘルシアスパークリング バレンシアオレンジフレーバー a」「ヘルシアスパークリング ピンクグレープフルーツフレーバー」「ヘルシアスパークリング パッションフルーツフレーバー」がございませう。

こちら、先ほど部会長から御説明いただきましたように、新しい許可文言で今回申請がされております。その許可文言は、隣、右のほうに参考とさせていただいております「ヘルシア緑茶」のところがございます「ヘルシア緑茶 a」で既に答申をいただいている許可文言になるというものでございませう。

「ヘルシアスパークリング v」と「ヘルシアスパークリング バレンシアオレンジフレーバー a」については、既許可品と同じ配合割合のものでございませう。また「ヘルシアスパークリング バレンシアオレンジフレーバー a」の隣の「ヘルシアスパークリング ピンクグレープフルーツフレーバー」と「ヘルシアスパークリング パッションフルーツフレーバー」については、オレンジフレーバーの風味違いのものということで、今回、許可文言が「ヘルシア緑茶 a」に合わせるといったものでございませう。

同じような変更で申請がもう一つ来ておりまして、資料 2-2 をお開きいただけますでしょうか。次のページのところでございます。こちらは今回の申請品、赤い枠で囲っております「ヘルシア緑茶 うまみ贅沢仕立て」でございます。こちらは左隣の「ヘルシア爽快緑茶」と同じ配合割合のも

第32回新開発食品調査部会 議事録

のでございまして、こちらも許可文言を「ヘルシア緑茶 a」と同じものに変える申請でございます。

今回のヘルシアシリーズについては、このような変更で申請されておりますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございました。

それでは、次に、調査会での審議状況の説明を事務局からお願いいたします。

○消費者委員会事務局 調査会での審議状況について、御報告させていただきます。

本件につきましては、調査会で指摘事項が出されておられませんので、口頭で説明をさせていただきます。これらの品目は昨年11月10日に消費者庁から諮問を受けておまして、本年2月10日の第1調査会で御審議をいただきました。

これらの品目は、先ほど消費者庁から御説明したように、既に特保として販売している製品の許可表示文言を別の製品で認めた許可表示にそろえたいという申請でございますため、これらの製品自体の有効性・安全性の確認ですとか、また、新たに使用したいとしている許可表示文言と根拠論文の関係につきましては、別の審議において確認が終了しているということから、特段指摘事項は出されず了承とされております。

この品目のような内容の審議は前回の部会で御了承いただきまして、今後は消費者庁のみで審議を行うこととなっておりますため、諮問されることは今後ございません。今回が最後の審議となります。

説明は以上です。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございました。

それでは、これらの品目について御意見等をいただきたいと思います。どなたかございますか。山田委員、どうぞ。

○山田委員 意見というよりはお尋ねなのですけれど、1つは、新しい申請品目が許可された場合に内容はほとんど同一で許可文言だけが変わるということは、前の申請品は自動的になくなって新しいものになるというように考えてよろしいのですか。それとも、両製品が許可のまま動くということになるのか、どちらですかということが1点です。

もう一点は、最初にもっと前に許可された中に入っていたと思うのですけれども、エリスリトールが資料2-1のところではどの製品にも使われていないのですが、このエリスリトールをこの表に入れた意味というのをお尋ねしたいです。

以上です。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございました。

それでは、消費者庁のほうからお願いできますか。

○消費者庁食品表示企画課 御説明させていただきます。

今回、前よりも長くなっているので新しい許可文言で申請者のほうは売りたいと思っています。なので、既許可品のほうは今後なくなっていくものだろうということと考えます。

もう一つ、エリスリトールの件なのですけれども、今回、この表を申請者につくっていただく際に、前回の部会でも同じような品目、シリーズ品で御審議いただいたのですが、まとめて表をつく

第32回新開発食品調査部会 議事録

っていただいたといった経緯があります。そのときには、このエリスリトールが使われていたのですが、今回の資料は申請品のために切り出したときにエリスリトールの枠が残ってしまったといったような状況でございます。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。許可品の表示に合わせての表示変更ということですので、よろしいでしょうか。

それでは、異論、御意見、そのほかございませんようですので、では、審議結果を整理し、その処理方法について確認したいと思います。よろしく願いいたします。

○消費者委員会事務局 「ヘルシアスパークリングv」以下ヘルシアシリーズにおきましては、当部会として了承することといたします。

以上です。

○阿久澤部会長 ただいまの内容につきまして、御質問はございますか。よろしいようです。

それでは、本日の個別審議は以上ということになります。